

## 団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

<b>団体/会社名</b>	NPO法人 青森県環境パートナーシップセンター		
<b>代表者</b>	代表理事 有谷 昭男	<b>担当者</b>	事務局長 有谷 元子
<b>所在地</b>	〒 031-0073 青森県八戸市売市 1-10-19 TEL : 0178-22-1507 FAX : 0178-45-8230 E-mail: info@eco-aomori.jp http://www.eco-aomori.jp		
<b>設立の経緯 ／沿革</b>	<p>環境問題には問題の発生やその解決法をめぐって、他の社会問題ないし課題（地域振興、産業振興、まちづくり、健康づくり、地域の情報化、教育等々）との密接な関連性を持つという特徴があります。</p> <p>廃棄物（ゴミ）の増大、大気汚染、水質汚濁、環境ホルモン問題、自然の減少といった身近な環境の悪化から、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少といった地球規模の環境破壊まで、環境問題はその深刻さを増しつつあります。こうした問題を克服し、持続可能な循環型社会の実現をめざすためには、日常生活や社会活動のすべての過程に、環境問題の解決に結びつく具体的な行動・活動を組み込んでいく必要があります。</p> <p>私たちは、青森県を主な活動地域とし、住民・市民活動団体・事業者・行政などに対し、各活動主体が対等な立場で役割を分担し、相互に協力・連携しながら、環境を保全・再生・創造する活動を実践してゆく関係（以下「環境パートナーシップ」という）の構築に関する事業を行い、環境問題の解決と持続可能な循環型社会の形成に寄与することを目的として、特定非営利活動法人「青森県環境パートナーシップセンター」を設立しています。個別の主体が単独では入手しにくい資源や機会を提供して、パートナーシップを担う各主体の力量を向上させる中間支援の役割を果たしていきます。</p> <p>設 立 平成 14 年 8 月 18 日                  認 証 平成 15 年 1 月 30 日                  事業年度 7 月 1 日～6 月 30 日</p>		
<b>団体の目的 ／事業概要</b>	<p>1.情報の収集及び提供事業                  様々な広報誌、雑誌、ホームページなどから環境問題に関わる記事を取り上げ県民の皆様に情報提供していきます。</p> <p>2.研修及び相談事業                  青森県地球温暖化防止活動推進員の皆様をはじめとして地域に密着した環境教育を進めるべく努力していきます。</p> <p>3.普及啓発事業                  キャンドルナイト 省エネゲーム 買い物ゲームなどを使って楽しく地球環境について関心を持っていただこうと思っています。</p> <p>4.コーディネート事業                  産官学民の枠を超えたセミナーやシンポジウムのコーディネートを進めていきます。</p>		

	<p>5.調査研究及び政策の評価・提言事業  北国の抱える地球温暖化問題としてエコドライブによるアイドリングストップ、warmbizによる暖房費の節約などを訴えていきます。</p>		
<b>活動・事業実績</b> <b>(企業の場合は環境に関する実績を記入)</b>	<p>省エネ住宅フェア（青森市・八戸市）  EST事業（主体間連携事業）マイバスツアー、オープンカフェ等  省エネゲーム、買い物ゲーム講習会  環境家計簿普及事業  一村一品知恵の環づくり事業  青森県地球温暖化防止活動推進員研修事業  キャンドルナイト（青森 野辺地 八戸他県内各地）  環境ラベルシンポジウム  学校、保育園等での環境学習  ショッピングセンター等での普及啓発イベント  ストップおんだん館 in はちのへ開館</p>		
<b>ホームページ</b>	http://www.eco-aomori.jp		
<b>設立年月</b>	14年 8月	*認証年月日（法人団体のみ）	平成 15年 1月 30日
<b>資本金/基本財産</b> <b>(企業・財団)</b>	0円	<b>活動事業費/売上高</b> <b>(H17)</b>	14,000,000(委託費)
<b>組織</b>	スタッフ/職員数 3名 (内専従 3名)		
	個人会員 名	法人会員 名	その他会員（賛助会員等）名

政策のテーマ

CO<sub>2</sub> 固定債と雇用創出

- 政策の分野
  - ・ 地球温暖化の防止
  - ・ 循環型社会の構築
- 政策の手段
  - ・ 地域活性化と雇用
  - ・ 制度整備及び改正

団体名：  
NPO法人  
青森県環境パートナーシップセンター  
担当者名：久保田勝二

<b>■ キーワード</b>	CO <sub>2</sub> の削減	木質燃焼抑制	循環型社会	地球環境保全	雇用の創出
----------------	---------------------	--------	-------	--------	-------

<p><b>① 政策の目的</b></p>	<p>地球温暖化の原因となっている温室効果ガス、とりわけその大部分を占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の削減を、木材化と炭化と植林により実現を図る。二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）固定手段としては、より早く、的確に、しかも安価に、誰にでもできて、最も効率よく進められると考えられる。これを国の事業として進める。これにより、新たな雇用が生まれることを目的とする</p>
<p><b>② 背景および現状の問題点</b></p>	<p>1.食と工業を取り巻く生活環境と交通網は、世界規模で拡大している。ここでは大きなエネルギーが消費され、膨大なCO<sub>2</sub>が排出されている。この地球温暖化の原因となっているCO<sub>2</sub>を減らすための多くの対応がとられ、対策が練られている。しかし、2050年までに1990年対比で50%削減することは大変難しい。さらに、現状のCO<sub>2</sub>濃度は380PPM以上となり生物全体でみた場合、これは大きな問題であり、人類にとっても限界に達している</p> <p>2.常に、今日の水準を保つことのできるカーボンニュートラルシステムを構築する必要がある</p>
<p><b>③ 政策の概要</b></p>	<p>1. 国は炭素固定債としての国債を発行し一般公募する。国はこの固定債をもとに事業を行う</p> <p>2. 炭素固定債 1kgあたり1円（2009年の日本の総排出量150,000万トン推定）</p> <p>3. 債権単価 国債1株を 二酸化炭素1トン当たり 1000円とする 他の温室効果ガスは、その割合で案分した数値とする</p> <p>4. 配当 固定・吸収・削減1トン当たり1000円とし、持ち株数で案分し配当する 申込スタート年の総排出量を上回った場合は配当無し。下回った場合のみ配当。</p> <p>5. 炭素固定化事業内容 炭素固定化事業は、炭化、吸収、減量を対象とし、炭焼きを主とする。業務内容は、炭化作業、販売、研究、教育、自然学習支援、ボランティア支援、山林維持管理など</p> <p>6. 社屋建設 社屋は公共の施設で売却予定のかんぼの宿などを買い受けて事業する</p> <p>6. 事業体は、特別法人もしくは財団法人とし、国と地方行政（県）が管理し、民間が運営する。</p> <p>7. 国と地方行政（県）は、年間の二酸化炭素削減量を計画し、併せて雇用対策も計画する</p> <p>8. 民間は、上の計画をもとに事業計画を立て、実施する。</p> <p>9. 事業体の就労者は、終身雇用を基本とし、臨時雇用、アルバイト、高齢者、研修者とする</p> <p>10. 事業体は各都道府県に一社を設置。各市町村で支社を設置</p> <p>11. 経営陣のトップと役員は行政の推薦によるものとし、任期は各4年とし、再任は2期まで</p> <p>12. 雇用面では、全国で10万人（一人年間400万円）とし、年間総事業費は6000億円。</p> <p>13. 年間商取引額は、8000億～1兆2000億円前後。 （電気、水道などそのエネルギーの種類によるCO<sub>2</sub>/Kg係数1単位当たり1円の固定税）</p> <p>14. 国は、農林水産、工業、商業に対し、炭化物の利活用を押し量る</p> <p>15. 農林水産、工業、商業は排出取引権と併せて、炭化物・生成物の応用を図る</p> <p>16. 事業は、当初の山里から随時、畑作分野、畜産分野、水産分野へと事業拡大していく。この事業の利点は、伐採と新規植林によりCO<sub>2</sub>吸収はより以上に加速される効果が大きいこと</p> <p>17. 現存の同様の事業体には、その生産量・出荷量に見合った助成を行う</p>

#### ④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

1. この事業の格子は、①二酸化炭素の固定のための運用資金として公債の公募、②排出取引権としての固定税の義務付け、または、エネルギー使用量に応じたカーボンオフセット（相殺）としての相殺税（固定税）との2つの資金で運用する。③合わせて雇用の創出をもつ。
2. 国及び県は、木質炭化生成物とその作業を二酸化炭素削減のためにCO<sub>2</sub>固定税として徴収する
3. 国及び県は、事業を運営する団体（法人の種別は問わない）を県単位で設立し、民間事業とする
4. 団体の執行部は選挙で選任され、賃金は公費とし。団体の執行部の任期は4年。再任は妨げない。
5. 国の委託事業とし、地方自治体が管理し、団体が運用する。就労者は終身雇用で月給制とする。失業対策としての一時雇用と、高齢者を含む臨時の雇用、体験学習およびアルバイトを含む
6. 団体業務は、雇用、森林保護、植林、管理、間伐、炭化、販売、教育、研究、指導、支援など
7. 国は年間の二酸化炭素固定化計画を国際的バランスを調整して提示する
8. 地方行政は、地域別CO<sub>2</sub>固定計画を策定し、伐採と植樹の両立計画を立て、雇用対策を提示する
9. 団体は、行政の計画から、管理区域ごとに炭化物製造計画を作成し、事業計画をまとめる
11. 事業計画は、民間事業であるが、常用雇用と国の失業対策としての雇用とを図る
11. 官と民は、炭化物の利活用の研究・開発を自ら行うとともに、他団体及び個人に支援・援助する
12. 団体はCO<sub>2</sub>固定としての取引権を有し、その権限を乱用することなく、国内外で販路拡大に努め、CO<sub>2</sub>削減のため、発生源の調査、発生の要因、その削減方法などの指導にあたる
13. 団体はその利益を事業体の管理・運営費に充て、かつ地域の農産物の振興に充てると同時に、地域教育、まちづくり、環境保全、植生、畜産、水産事業への支援をおこなうものとする
14. 一連の事業は、有機農業の振興を図るとともに、酸性土壌改良、水質保全を第1ステップとする
15. 第2ステップは、  
間引きと伐採→運搬→現地炭化→運搬→市場へ販売→新規植林→間引きと伐採の維持管理。この炭素固定業務サイクルを維持・確立する
16. 第3ステップ  
大型の重機を要せず、区域ごとに炭化作業場を設け、生態系・水系を破壊することなく一定の区画で管理道路を設け、森林を整備し保護・再生を図る。大半を人力によることを勧める
17. 第4ステップ  
自然保護・緑の保全、山から里、海までのものの流れを再生あるいは創生し、回生を図る
18. 炭素固定はCO<sub>2</sub>発生を抑制し、同時に植林作業をすることによりCO<sub>2</sub>の吸収が行われ、CO<sub>2</sub>削減効果は大きい。さらに、炭素の土中埋設と散布は酸性雨対策としても寄与できること。人間による自然生態系の再生はより早く進むことでしょう
19. この事業展開により、カーボンニュートラルを完結すると同時に、新たな植林による二酸化炭素の新規吸収が生じる。また、炭化物の土中埋設により、更なる二酸化炭素の固定が可能となること

#### ⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

実施主体 国の業務とし民間が運用する。これを県、地方自治体が支援する

政策援助 国とりわけ環境省、農林水産省、厚生労働省。地方自治体

提携 各地の環境パートナーシップセンター

協力主体 全国の炭焼き愛好団体及び炭焼き業者  
NPO法人 青森県環境パートナーシップセンター

## ⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

1. 内需拡大事業としての第一歩となる
2. 国民全員が地球温暖化対策に取り組む意識が生まれ、協働体制ができることとなる
3. 世界で焼畑農業を主とする地域の農家を炭化物製造の指導をすることにより、燃焼によるCO<sub>2</sub>の量を低減できる。かつ炭化物による土壌改良が進み、高品質の農産物が可能とする
4. 世界で炭化物製造が計画的に行われることにより、世界の森林地帯が整備されることとなる
5. 炭化物の利活用により、砂漠地帯の植生再生も可能となる
6. 土壌改良により、水質は良くなり、生態系の回生となり、動物・植物の再生を可能とする
7. さらに、感染症の拡大予防にも大きく寄与できると考えられる
8. よりナチュラルな生産活動に近づくことにより、地中及び水中の汚染物質の低減が可能
9. 炭化物生成作業はよりグローバルなリサイクルを可能とならしめることにより、そこに新たな雇用が生み出される。ナチュラルな、かつグローバルなニューデール政策の実現となるでしょう。しかも地球がある限り永続的である。
10. 毎年、総排出量の10%の削減を目標とする

## ⑦ その他・特記事項

1. 燃焼によって発生した排気ガスから二酸化炭素そのものを吸収および固定する作業については、今後の世界の技術の成果を見守ることとし、ここでは、自然体での吸収と固定の原理を率直に受け止めることから進める。
2. 森林火災や火山火災から生まれる木質体の炭化物に学ぶべきと考える。有史以前は、森林の火災と再生との繰り返しの地球環境の中で人類は住めるようになった
3. 木質の炭化物のメリットは誰もが知っていること。温度差によってできる木炭と活性炭ができる。
4. 炭化生成途中の発生ガスは配合を調整すればガスエンジンの燃料となり得る、すなわちバイオガス燃料となる。木酢液は防菌剤として、また苗木及び野菜成長促進剤、さらにはガソリン代替え燃料（旧日本陸軍が開発）あるいは防腐剤ともなる。
5. 高温炭化物としてのセラミックスは電磁波遮蔽板、電熱保持材、融雪関連部材、
6. とりわけ木質セラミックスはウッドセラミックとして今後の建設材料、電化製品の部材、家具・什器の類として期待できること。さらには衣類への応用も可能。その活用範囲は数多くある。木質の炭化物の応用範囲は広く、今後の産業としての期待は大きい。
7. 私たちが今実施しなければならないことは、直接二酸化炭素の吸収も行わなければならないが、その成果の現れるのは相当の時間がかかる。
8. 二酸化炭素は燃焼によって発生することから、大昔からの技法としての炭（スミ）化を取り入れるのがより最善と考える。
10. 炭（スミ）化という方法による固定化を実行し、二酸化炭素増加抑制の固定材として木材を積み上げることと、炭化物の土中埋設、植林の繰り返しを行うことによって、どんな技法よりも早く、的確に、いつでも可能となり得る技法となりえよう。
11. 植林は、新生児一人につき杉木換算で200本から300本を植え、管理する。途中死亡時はその固定権を他人に売り買いできる。その他の植林は、CO<sub>2</sub>吸収、エネルギー使用量に対応するものとする
12. 人は生まれながらにして、炭素固定権（樹木共生権）と炭素固定税（炭化・吸収税）を負う。また、植物と動物との共存・共生権を有する。
13. これらのシステムを雇用に発展。企業の利益優先もあろうが、人類の存続を最優先すること
14. 戦後盛んに行われた炭鉱跡地、石炭坑、亜炭坑などの埋め戻し材としても利用できること
15. 最後に、炭化物製造過程で生じる様々の発生ガスの処置は必要。とりわけ、一酸化炭素の発生を最小量にとどめるなどの考慮する必要があるでしょう